

平成29年12月22日

### 個人住民税の現年課税化について

平成28年10月12日から平成29年12月21日まで8回の個人住民税の現年課税化研究会を実施してきました。

これは、参議院議員林芳正先生に相談をし、立ち上げていただいた研究会で、衆議院議員平井たくや先生をはじめ内閣官房の浅岡先生、また、IT企業の方々また、総務省自治税務局市町村税課にオブザーバー出席をいただきました。

研究会の中では、多くの問題点を洗い出し、解決手段などを話し合ってきました。

現時点においては、諸課題についての一定の方向性は見いだせたものの、今後どのような環境整備がなされれば解決につながるかとの検討も行われた。

すなわち、

#### ① 中小零細企業におけるIT化の進展

最近、クラウドを利用した安価な給与計算ソフト開発が進みつつあり、こうしたソフトが普及し、多くの中小零細企業がITを利用して源泉徴収税額の計算や年末調整を行うことができる状況になれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の項目を反映した税額計算ができるようになる。

#### ② マイナンバーカード・マイナポータルの普及

マイナンバーカードの普及が進めば、住所地の把握など、事務負担の軽減が図られ、またマイナポータルの利用が進めば、扶養控除等申告書など発行が容易になる。

#### ③ eLTAXの機能拡充

eLTAX（地方税のオンライン手続きのためのシステム）については、平成31年10月より共通電子納税システム（共同収納）が導入されるなど、機能の拡充が予定されている。今後、更にeLTAXの機能が拡充され、地方税の情報センター的な機能を果たすようになれば、現年課税化に係る諸課題の解決に資する可能性がある。

などであります。

今後、総務省内にある個人住民税検討会で検討をしていただけたことになりました。

私が作成をした別添「個人住民税の現年課税化に係るこれまでの議論」を参考に掲載します。

（次葉に続く）

(別添) 「個人住民税の現年課税化に係るこれまでの議論」

これまでの議論の中で、大きな比重を占めているのは、特別徴収義務者の事務負担軽減である。そのためにもわかりやすいシステム設計とICTを使った事務の軽減を考えなければならない。したがって、パソコンやスマホを使用してできる所得税及び個人住民税の計算ソフトの導入は必須事項であり、それらを使えない人のサポートは、地方公共団体が責任をもって行えば、カバーできる問題であると考えられる。(この問題を解決するために概算納付などの制度も考えられるが、事務処理負担を考えれば、導入しないほうが得策に思われる。)

以下、新システムでのフローを示します。

#### ◎特別徴収の新システム事務処理フロー

- (1) 従業員から、マイナンバー・1月1日の住所地を含んだ「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出させる。
- (2) 事業者は、国及び地方公共団体の事務を一括処理する団体(以下「一括団体」という)へ関係書類を送付するとともに1月分の所得税及び個人住民税を納付する。
- (3) 一括団体は、地方公共団体へ関係書類を送付するとともに個人住民税を納付する。
- (4) 地方公共団体は、関係書類及び個人住民税を精査する。1月1日の住所地などに誤りがあれば、関係地方公共団体及び事業者と協議し、従業員から、訂正申告書を次回の納入日に関係書類と一緒に一括団体に送付してもらう。
- (5) 一括団体は、訂正申告書が提出された場合は、適宜、精算処理を行い、地方公共団体へ修正申告書を含んだ関係書類とともに個人住民税を納付する。
- (6) 地方公共団体は、年末調整についてパソコンやスマホが使えない事業者のために年末調整のための窓口の開設及びパソコンやスマホでも簡単に計算ができることの広報活動を行う。
- (7) 確定申告については、所得税と個人住民税を一括精算ができるようにする。
- (8) 所得税及び個人住民税の還付がある場合、一括還付をし、個人住民税の精算事務は一括団体が事務処理を行う。

この事務処理フローを基に今までの課題整理(前回、国の担当が示された課題ごとに考え方を整理しました。)を行うと次のとおりである。

#### 「従業員の1月1日現在の住所地の把握」

- ・事業所は、従業員からの申請を基に事務処理を行うこととし、従業員から住民票などの提出を求めなくてもよい。
- ・毎月の税額の納入を個人単位で行ってもらえる必要があるが、従業員が多い場合は、電算処理で行われており、特別徴収義務者において負担はそれほど無いのではないかと。
- ・特別徴収義務者が行った誤納付を地方公共団体間で精算することについては、従業員本人から訂正申告書を提出し精算することになるので、法制的に問題はないのではないかと。
- ・年末調整後に納付先団体の誤りが判明した場合の事務処理は、上記のフローによって訂正する期間は、約一年間あるので、あまり起こらないと考えられるが、そのようなことが発生しても、現在行っている方法（各地方公共団体の協議による解決）に準じて行うことになるかと考える。
- ・誤納付について、納税義務者本人に対し、課税団体の告知を行う仕組みが必要になるということについては、本人から訂正申告書を提出してもらいにより行う。
- ・報酬や原稿料等については、給与と同様に、マイナンバーと1月1日住所地を確認し、所得税と個人住民税を国及び一括団体へ納入することとし、個人住民税の支払調書については、所得税の支払調書に必要な事項を追記し、所得税・個人住民税の支払調書とする。

### 「個人住民税の税額の計算・年末調整」

- ・計算ソフトの導入で、多くの場合は解決できるが、それらを使えない事業者のために地方公共団体に相談・処理窓口の設置により処理を行うようにし理解を得る。
- ・入力確認や検算などシステムを導入することで、確実に事務負担は軽減する。
- ・ITを導入していない事業者については、地方公共団体の窓口業務又はスマホの普及により対応することができると考える。
- ・年末調整など手計算で対応してもらいことは難しいと考えるので、上記の方法で対応する。
- ・従業員が個人住民税の確定申告を行えるよう、所得税と個人住民税を記載した1枚の源泉徴収票を交付するものとする。確立されたITシステムで出力するので、特別徴収義務者や納税義務者の混乱は生じないと考える。

### 「納税義務者による確定申告」

- ・所得税と個人住民税を兼ねた確定申告書を提出してもらい処理することになる。



給料から12月の賞与までに天引きした個人住民税の総額を引いた額を徴収する。(この方法だと、賞与は年間4.3か月分あるので給料と合わせると11.3か月分になり、12月の給料では0.7か月分余分に天引きされるが影響は少ないと考える。)

#### ◎普通徴収の場合

現状は、6月、8月、10月及び1月で徴収しているので、N年1月までN-2年所得の税額で徴収する。

変更後は、所得税の予定納税額が15万円以上のものは、7月、11月及び3月に徴収することになるので、N年の7月及び11月については確定申告の予定納税に準じて納入してもらい、3月については、N-1年又はN年の所得の多い方で計算をする。

#### ◎年金徴収の場合

現状は、4月、6月、8月、10月、12月、2月で徴収しているので、N年2月までN-2年所得の税額で徴収する。

変更後は、所得税の納期が2月、4月、8月、10月、12月となるので、N年の4月、6月、8月、10月及び12月については、N-1年又はN年の所得の多い方の個人住民税を分割して納入してもらおう。

この案を基本に課題整理を行うと

- ・上記方法で行えば、給与所得、事業所得、年金所得を含め、平等に処理できると考える。
- ・有価証券、不動産などの分離譲渡所得については、所得の発生時期を調整することが可能であることから、税逃れを防止するため、N-1年とN年を合算し、N年に税負担を求めることにすれば、駆け込み需要や反動減は生じないと考える。
- ・現年課税導入で、世代間の不公平が生じるのは確かであるが、全体的に有利に働かし、制度の改廃であるので受忍できる範囲であると考え。長期的に見ても地方団体の税源が失われることはないと考え。
- ・上記の方法であれば、給与所得者や、事業者においても平等に課税ができると考える。
- ・所得情報の精度は維持できるし、社会保障制度等において適切な運用はできると考える。

#### 「個人住民税の現年課税化を検討する意義」

各々の立場から検討する意義を考えれば次のとおりである。

- ◎納税者においては
  - ・退職後の税の負担がなくなる。
  - ・移行時に個人住民税の減額がある（４兆円程度）。
- ◎国においては
  - ・地方交付税が減額できる（毎年、１０００億円以上）。
  - ・働き方改革に寄与できる。
- ◎都道府県においては（山口県の場合）
  - ・市町村への委託料がなくなる（毎年、２５億円程度）。
  - ・各市町村への滞納処理のサポートが不要になる。
  - ・N年の都道府県民税は5/12ほど増加する。
- ◎各市町村においては（宇部市の場合）
  - ・N年の市町村税は5/12ほど増加する。
  - ・事務削減効果がある（毎年、２億４０００万円程度）  
次のような事務がなくなる。
  - ・各事業者からの前年の給与支払報告書の徴収及び電算入力および個人住民税の計算。
    - ・上記個人住民税を各事業所への通知
    - ・各事業所から振り込まれた個人住民税の消込
    - ・各月の各事業所からの就職・退職等の異動報告の処理
    - ・個人市民税の滞納処理など
    - ・日本年金機構への年金受給者ごとの天引き額の通知
- ◎各事業所においては（毎年、全体として数兆円の規模ではないかと推測する）。
  - ・事務の削減効果がある。  
次のような事務がなくなる。
  - ・前年の給与支払報告書を従業員が居住している市町村への報告
  - ・各市町村からの従業員の個人住民税の税額を受け、電算入力処理
  - ・毎月の各市町村への従業員の個人住民税の振込処理
  - ・各市町村への就職・退職等の異動報告
- ◎日本年金機構においては
  - ・所得額から自動計算されるので、事務負担が軽減される。（現制度においては、各自治体からの天引き額を入力し、徴収する事務が発生している。）
- ◎配当（利子も含む）・株式譲渡においては
  - ・証券会社等が、マイナンバーに基づく一括団体への納入となるので、各市町村への正確な分配ができるとともに交付金計算も不要になる。（現制度では、証券会社等が国及び都道府県へ納入し、都道府県は、市町村へ個人の都道府県民税額により分配している。）